

※	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
処理事項					

法人名	法人番号				
	事業年度	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算			資 本 金 等 の 額 の 計 算		
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2<33>又は別表5の3<12>	<1>	資本金等の額 下表2<24>若しくは下表3<24>又は別表5の2の3<2>、別表5の2の3<23>若しくは別表5の2の3<25>	<12>	
	純支払利子 別表5の2の2<34>又は別表5の4<3>	<2>	当該事業年度の月数	<13>	月
	純支払賃借料 別表5の2の2<35>又は別表5の5<3>	<3>	$\frac{\langle 12 \rangle \times \langle 13 \rangle}{12}$	<14>	
	収益配分額 <1> + <2> + <3>	<4>	控除額計 別表5の2の3<12>、別表5の2の3<31>若しくは別表5の2の3<36>又は別表5の2の4<10>	<15>	
単年度損益 第6号様式<72>又は別表5<22>	<5>	差引 <14> - <15>	<16>		
付加価値額 <4> + <5>	<6>	<16>のうち1,000億円以下の金額	<17>		
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 <1> / <4>	<7>	$\left[\langle 16 \rangle \text{のうち} 1,000 \text{億円を超え} \right] \times \frac{50}{100}$ 5,000億円以下の金額	<18>		
雇用額の 安定計 控算	$\langle 4 \rangle \times \frac{70}{100}$	<8>	$\left[\langle 16 \rangle \text{のうち} 5,000 \text{億円を超え} \right] \times \frac{25}{100}$ 1兆円以下の金額	<19>	
	雇用安定控除額 <1> - <8>	<9>	課税標準となる資本金等の額 <17> + <18> + <19>	<20>	
雇用者給与等支給増加額 別表5の6<34>	<10>				
課税標準となる付加価値額 <6> - <9> - <10>	<11>				

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 <21>	当期中の減少額 <22>	当期中の増加額 <23>	差引期末現在の金額 <24> (<21> - <22> + <23>)
資本金の額 又は出資金の額	1			
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額	3			
<p>期中に金額の増減があった場合の理由等</p>				

第6号様式別表5の2記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 「単年度損益<5>」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の13の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式<72>」とあるのは「（第6号様式<72>－別表10<9>）」と、「別表5<22>」とあるのは「（別表5<22>－別表10<9>）」と読み替えて計算した金額を記載すること。
 - (2) 法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式<72>」とあるのは「（第6号様式<72>－別表10<21>）」と、「別表5<22>」とあるのは「（別表5<22>－別表10<21>）」と読み替えて計算した金額を記載すること。
 - (3) 法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式<72>」とあるのは「（第6号様式<72>－別表11<12>）」と、「別表5<22>」とあるのは「（別表5<22>－別表11<12>）」と読み替えて計算した金額を記載すること。
 - (4) 法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式<72>」とあるのは「（第6号様式<72>－別表11<12>）」と、「別表5<22>」とあるのは「（別表5<22>－別表11<12>）」と読み替えて計算した金額を記載すること。
 - (5) 租税特別措置法第59条の2又は同法第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4）の(32)又は法人税の明細書（別表4の2付表）の(41)の欄において損金算入額（減算した金額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。
 - (6) 租税特別措置法第66条の5の3第1項又は第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表17（2の3））の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の2（3）付表一）の(8)の計の欄から(26)の欄を控除した金額を記載すること。
 - (7) 第6号様式別表5の<26>から<31>までの各欄に記載のある法人にあつては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。
- 4 「当該事業年度の月数<13>」の欄は、法第72条の21第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。